

使用期間延長
10月31日◎まで使えます。

第2回クーポン発行等事業

7月下旬に特定記録郵便で郵送
届き次第使用できます

コイちゃんクーポンを使って市内事業者を応援しようー
問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

市は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域消費を喚起することなどを目的に、再度、全市民にクーポン（第2回コイちゃんクーポン）を配布します。

使用期限

10月31日(日)まで

※クーポンには、使用期間が6月1日から8月31日までと記載されていますが、10月31日までに読み替えて、使用期間を延長します。

配布対象者

6月30日時点で市の住民基本台帳に登録されている方

配布時期

配布時期は、7月下旬に特定記録郵便で郵送する予定です。（8月1日以降に、クーポンが届いていない場合は、産業振興課に問い合わせてください）

使用方法

券面が500円のクーポンを1人20枚配布します。そのうち10枚は、中小事業者の店舗などのみで使用できるものです。

商品の購入やサービスの利用などに支払った金額が、1000円（税込み）ごとにクーポン1枚を使用でき、500円の値引き（最大50%割引）がされます。

※家族で一緒に使用するなど、1回当たりの使用枚数には制限はありません。なお、クーポンは、転売または換金をしてはいけません。

※取扱店によっては、クーポンを使用するとキャッシュレス決済できない場合があります。

【クーポン使用例】

- 1000円の買い物で、1枚（500円分）使用でき、支払額は500円になります。
- 2万5千円の買い物で、25枚使用でき、支払額は1万2500円になります。

【クーポンの使用対象外】

- ・不動産や金融商品
- ・たばこなどの他の法令で値引きが禁止されている商品など
- ・市指定ごみ袋
- ・図書券、商品券、プリペイドカードなどの換金性の高いもの
- ・取扱店が対象外とする商品

使用できる店舗など

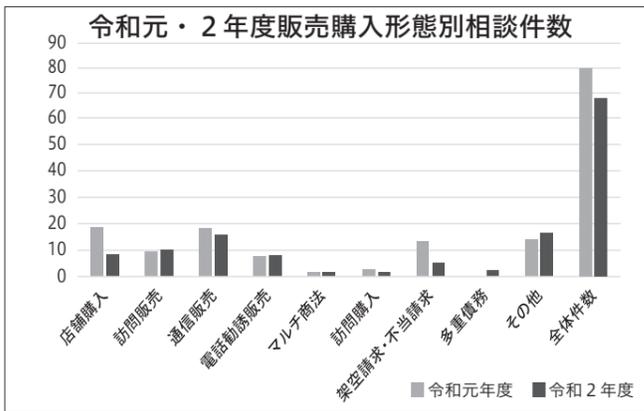
クーポンと一緒に使用できる店舗などの一覧表を配布します。また、一覧表に掲載できなかった店舗などは、市ホームページなどでお知らせします。



令和2年度の相談状況 オンライン関連のトラブルが増加

どんな小さなことでもひとりで悩まず、消費生活センターに気軽に相談してください。
消費生活に関する「出前消費生活講座」を行っています。（講師料は無料）
消費者ホットライン☎188

問い合わせ
消費生活センター（産業振興課内） ☎57-3236
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時



市消費生活センターの相談件数は、令和2年度は67件で、令和元年度の81件に比べて14件減少しています。これは、はがきによる架空請求の手口が急減したことが影響しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため在宅やオンライン利用などが増えたことに加え、SNSの広告などをきっかけにした定期購入に関するトラブルなど、オンライン関連のトラブルの相談が増加しています。感染拡大を予防しつつ、悪質商法の被害にも注意しましょう。

新型コロナウイルスに関連した トラブルに注意

【事例】
行政機関の「なりすまし」
個人情報を知り出す不審な電話やメールが届いた。

・「お金が返ってくる」「ワクチンが優先的に受けられる」などと、お金を要求された。

オレオレ詐欺

・息子を名乗り「上司に借りていたお金をコロナで困っているのですぐに返してほしいと言われた」と、頼まれ、現金を渡した。

子ども、高齢者を問わず

“オンライン関連”の相談増加

・SNSをきっかけとした消費者トラブル（利益誘引型のサイト）「国際ロマンス詐欺」など

・格安をうたう家具や家電の売上の通信販売サイトを騙った偽サイト・商品が届かない。偽物が届いたなど

・占いサイトのトラブル・占い師や鑑定士を名乗る者から次々とメッセージが届いてやめられない。

・宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSのURLにアクセスした。ID・パスワードを入力した。

・「お試し」だと思ったら定期購入だった。

【アドバイス】

○行政機関の職員を名乗る、行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMS・SNSなど、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。

○新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者に耳を貸さないようにしましょう。

○「お試し〇円（初回無料）」などの表示が強調される一方で、定期購入の条件が見えにくい場所に小さな字で表現されることがあります。通信販売にはクーリング・オフはありません。注意しましょう。

○不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

商業課題を解決するために

事業者連携チャレンジ事業

募集

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

事業者グループが市内の商業課題を解決するために企画、実施する事業に助成金を交付します。

申請対象グループ

市内の店舗で事業を営む事業者3人以上で構成された熱意ある事業者グループ（法人格を有する団体を除く）

※グループの構成員の3分の1は市内事業者であること
対象事業
市内で新たに取り組む次の事業で令和4年3月25日(金)までに完了し、実績報告が提出できるもの

①地域資源を活用した新商品（新名物）の開発に関する事業

②販売促進に関する事業

③創業支援に関する事業など（令和2年度実施事業）

○菊芋商品の販路拡大事業

○あたたかマチおよびマロンの里交流館応援動画制作

○衛生管理の取り組み「見える化」推進事業

助成金額

1グループ 上限25万円

助成対象経費

謝礼、交通費、機材・資材・書籍などの購入費、チラシ・ポスターなどの印刷費、消耗品費、使用料・賃借料など

手続きの流れ

①申請書提出②事業審査③決定

④事業の実施⑤実績報告書の提出

事業審査方法

・必要性・目標設定・公益性・実現性・継続性・独創性・波及性・発展性を審査します。審査の結果、審査基準に満たない事業は、不採択となります。

また、助成金の申請額が予算額を超える場合は、事業審査の結果、点数が高い事業を優先的に採択します。

申し込み

7月16日(金)までに産業振興課に備え付けの申請書に係る書類を添えて申し込んでください。

※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。